

福岡県県土整備部・建築都市部県単独事業再評価検討委員会試行運営要領

(趣旨)

第1条 この試行運営要領は、福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会運営要領（平成20年9月12日施行。以下「運営要領」という。）第5条に基づき、福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（以下「委員会」という。）の検討の方法に関し必要な事項を定め、もって委員会の透明性・客観性及び円滑な会議運営に資するものである。

(対象とする事業)

第2条 対象とする事業は、福岡県県土整備部及び福岡県建築都市部が主体となって実施する県単独事業のうち維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。

(検討対象事業)

第3条 委員会は、再評価の実施主体が再評価を実施する全ての県単独事業の対応方針（原案）について検討する。

(会議の公開)

第4条 委員会の会議は、非公開とする。

(その他)

第5条 その他委員会を運営する上で必要となる事項は、次の事項に定める。

- (1) この試行運営要領に定めない事項については、運営要領に基づき決定する。
- (2) この試行運営要領の変更は、委員会で審議し決定する。

附 則

本試行運営要領は平成17年1月27日より施行する。

附 則

本試行運営要領は平成20年9月12日より施行する。